

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 3 月 2 0 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 3 年度及び令和 4 年度の東京都若年被害女性等支援事業委託（以下「本件事業委託」という。）における各受託者との契約は、知事からの権限の委任を受けずに締結しており、都の規則に違反し違法・無効であり、概算払した委託料の返還等の措置を求めていると解される。

1 令和 3 年度の本件事業委託に係る契約について

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

令和 3 年度の本件事業委託に係る契約の締結日は令和 3 年 4 月 1 日であるから、令和 5 年 3 月 2 0 日受付の本件請求は 1 年を経過しており（法第 2 4 2 条第 2 項）、また、1 年を経過して本件請求をした正当な理由の主張・疎明は見当たらない。

2 令和4年度の本件事業委託に係る契約について

法第242条第1項の規定による住民監査請求の制度について、最高裁判所昭和62年2月20日判決は、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない」と判示している。

本件請求は、令和4年度の本件事業委託に係る契約について知事からの権限の委任を受けずに締結したものであり都の規則に違反し違法・無効であると主張するものであるが、このことについては既に令和5年5月1日付けで監査結果（「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求監査結果」）を本件請求人に通知したものであり、上記判決を踏まえると本件請求はこれと別個の監査請求として適法であるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。